

野田市耐震改修促進計画

野 田 市

策定年月 平成20年3月
(改定 平成28年3月)
(改定 令和 3年3月)
(改定 令和 8年3月)

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模等及び被害の状況	
① 想定される地震の規模等	
② 被害想定	
ア 震度・液状化予測	
イ 被害の予測	
(2) 耐震化の現状	
① 住宅	
② 特定建築物	
③ 市有建築物	
(3) 耐震改修等の目標の設定	
① 住宅	
② 特定建築物	
③ 市有建築物の特定建築物	
(4) 市有建築物の耐震化	
3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
(1) 基本的な取組方針	
(2) 支援策の概要	
(3) 安心して耐震改修できる環境整備	
(4) 地震時の建築物等の安全対策	
(5) 野田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	
4 啓発及び知識の普及	8
(1) 地震ハザードマップ等の活用	
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	
(3) パンフレットの配布、相談会の開催等	
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策	
(5) 家具の転倒防止策の推進	
(6) 自治会等の連携	
(7) 耐震性能検証法による安全性の確認	
5 千葉県（特定行政庁）との連携	9
6 関係団体との連携	9

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置付けられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」が策定されました。本市は国の基本方針及び県の計画を勘案し、平成20年3月に「野田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でありましたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しました。本市においても震度5強の揺れを記録し被害が発生しました。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震が発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下型地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生するまでの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、令和7年7月に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針が改正され、本計画の速やかな改定が求められていることや、目標年度が令和7年度であることから、改定することとしました。

国、千葉県、本市及び建築物の所有者等が連携を図り、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

1 計画策定の趣旨

本計画は、法第6条の規定により策定するものです。

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅は令和17年度、建築物は令和12年度を目標年度に、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、現在の厳しい財政状況を考えると目標の達成は非常に困難なことが予想されますが、本計画に基づき千葉県及び関係団体と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、市民の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化の目標等については、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模等及び被害の状況

① 想定される地震の規模等

野田市地域防災計画（令和6年修正）では、震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査（平成25年3月）から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震を想定しています。

〈想定される地震の規模等〉

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約 5km ～9.5km	7.0	冬季 18時 風速 15m/s

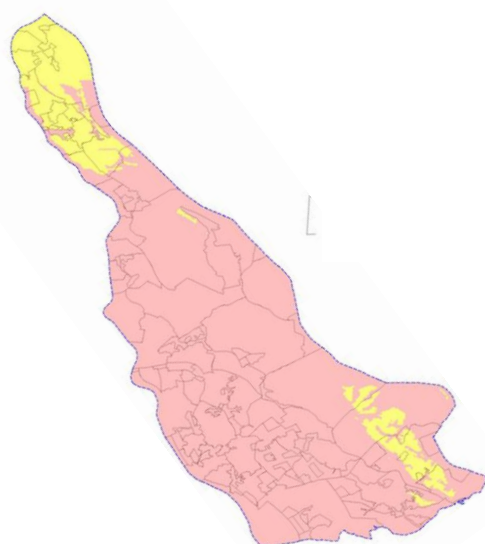
② 被害想定

ア 震度・液状化予測

震度は、ほぼ全域で震度6強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度6弱を予測しています。

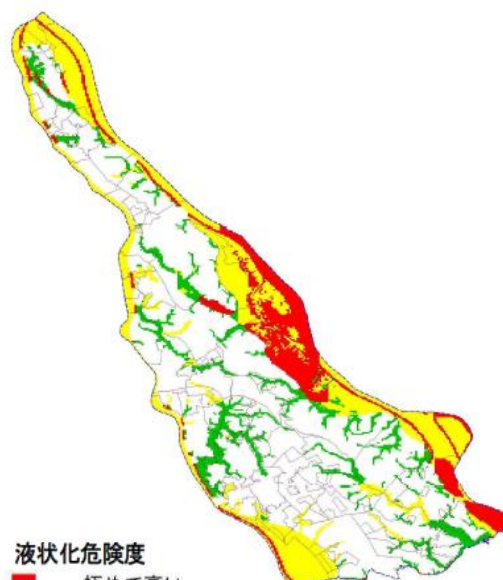
液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測しています。

〈震度予測図〉



震度
 震度6弱
 震度6強

〈液状化危険予測図〉



液状化危険度
 極めて高い
 高い
 低い
 対象外

イ 被害の予測

(a) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりです。

〈建物被害予測結果〉

原因		全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ	木造建築物	5, 517	8, 494
	非木造建築物	259	754
液状化	木造建築物	49	99
	非木造建築物	18	35
揺れ液状化被害合計		5, 843	9, 382
焼失家屋		4, 208	

(b) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、屋外落下物による人的被害は、次のとおりです。

〈人的被害予測結果〉

	死者（人）	重傷者（人）	負傷者（人）
建物被害	169	224	1, 553
地震火災	45	15	55
屋内収容物	—	21	78
ブロック塀転倒	8	55	141
屋外落下物	0	0	0

※屋内収容物の死者数の予測は、行っていません。

(c) ライフライン被害

上下水道、下水道、電力及びガスの機能支障は、次のとおりです。

〈ライフライン被害予測結果〉

上水道	総被害件数 1, 312件 被害率 1.4件/km 断水率 直後 97.5% 2日後 83%
下水道	被害総延長 9.39km 被害率 2% 影響世帯数 498世帯
電力	電柱 268本に被害、停電9, 115件 延焼による被害は考慮していない。 なお、延焼エリアでは、全域が停電する。
都市ガス	市全域で供給停止

LPガス	漏えい及び転倒が発生する。
------	---------------

(2) 耐震化の現状

①住宅

令和7年における住宅戸数(※1)は、約64,300戸(戸建住宅：約50,100戸、共同住宅その他の建築物：約14,200戸)と推測されます。

そのうち、昭和55年以前建築のものは約12,200戸(戸建住宅：約11,400戸、共同住宅その他の建築物：約800戸)と推測されます。

住宅全体の耐震化率(※2)は、約90パーセントです。

表-1 住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

	総戸数	昭和55年以前		昭和56年以降	耐震化率
		耐震性無	耐震性有		
住宅全体	64,300	6,300	5,900	52,100	約90%
戸建て住宅	50,100	6,100	5,300	38,700	約87%
共同住宅等	14,200	200	600	13,400	約98%

- ※1 住宅の各戸数及び耐震化率は、令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした推計値です。
- ※2 昭和55年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。
- ※3 令和7年度の改正から、住宅・土地家屋調査を基にした推計値を使用して耐震化率を算定しています。

②特定建築物(※4)

令和7年における特定建築物棟数は、市有建築物(※5)は102棟、民間建築物が152棟で、合わせて254棟です。

そのうち、昭和56年5月以前のもは、市有建築物が55棟で全て耐震改修済又は耐震診断の結果耐震性があると判断されています。また、民間建築物は26棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは8棟で、耐震化されていない建築物は18棟です。

特定建築物全体の耐震化率は、約92パーセントで、市有建築物が100パーセント、民間建築物が約88パーセントです。

※4 特定建築物：本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務

所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

表－2 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和56年5月以前の建築物)	耐震化されている建築物(昭和56年6月以降の建築物※6)	耐震化率
特 定 建 築 物	市有建築物	102	0	102	100%
	民間建築物	152	18	134	約88%
	合 計	254	18	236	約92%

※5 市有建築物は、令和7年3月現在の公有財産建物台帳による。

※6 昭和56年5月以前の建築物のうち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものを含む。

③市有建築物

市有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」(※7)を対象に耐震診断及び耐震改修を進めてきたところです。令和6年度の福田体育館の耐震改修工事が終了し、特定建築物は全て耐震化が終了しました。

表－3 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化率の現状 (単位：棟)

総棟数	耐震化されていない建築物(昭和56年5月以前の建築物)	耐震化されている建築物(昭和56年6月以降の建築物※5)	耐震化率
142	0	142	100%

※7 「震災時に応急活動拠点となる建築物等」とは、野田市地域防災計画で定めた避難所、災害対策本部設置個所、消防署及び水道施設とします。

(3) 耐震化の目標の設定

令和7年7月の国の基本方針の改定では、「住宅」と「耐震診断義務付け対象建築物」のそれぞれの目標を定める考えが示されました。本市においても国の基本方針を踏まえつつ、新たな耐震化の目標を設定し、住宅と建築物の耐震化促進に取り組みます。

①住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和12年度までに耐震化率を95パーセントにするとともに、令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

②特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、令和12年度におおむね解消とします。

③市有建築物の特定建築物

唯一耐震化されていない特定建築物であった福田体育館の耐震改修工事が令和6年度に終了し、耐震化率は100%となりました。なお、特定建築物以外の市有建築物においては、建築物の用途、規模等を考慮し、耐震化を図っていきます。

(4) 市有建築物の耐震化

市はこれまで、野田市総合計画の実施計画の中で耐震化を進めてきました。今後も引き続き、野田市行政改革大綱のファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に位置付け、耐震化を進めていきます。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

市有建築物の耐震化に取り組むとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策など安全対策を講じるよう務めます。民間建築物については県及び建築関連団体と連携して啓発及び知識の普及を行い、耐震化を促進します。

(2) 支援策の概要

耐震診断や耐震改修、除却に対する補助事業により、木造住宅の支援措置を講じます。

建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性、重要性について啓発及び知識の普及に取り組み耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震改修できる環境整備

専門技術者の紹介体制の整備を行います。

(4) 地震時の建築物等の安全対策

地震発生時において建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等の落下物防止対策をするよう促します。

ブロック塀の知識の普及に努め、危険なブロック塀の改善を促すため、次に示す道路を「避難路」として位置付けます。

- ①千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路
 - ②通学路
 - ③建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路
- (5) 野田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- 本計画で定めた目標の達成に向け、耐震化を促進する取り組みを定めた野田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成し、公表します。また、アクションプログラムに位置付けた内容の実施状況について、毎年度検証を行い、必要に応じて取り組みの見直しを図ります。

4 啓発及び知識の普及

- (1) 地震ハザードマップ等の活用
- 地震ハザードマップ、液状化危険度マップ、揺れやすさマップ及び地域危険度マップを活用し、啓発及び知識の普及に努めます。
- (2) 相談体制の整備・情報提供の充実
- 建築指導担当及び建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えます。
- (3) パンフレットの配布、相談会の開催等
- 耐震診断等に関するパンフレットの配布や建築関連団体と連携を取り、一般の方を対象とした無料耐震相談会を行っていきます。
- (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策
- リフォームに合わせて耐震改修を行えるよう情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。
- (5) 家具の転倒防止策の推進
- 地震時の家具の転倒による被害防止のため対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止対策の推進を図ります。
- (6) 自治会等との連携
- 自治会等と連携の下、建築物の耐震改修の促進を支援します。
- (7) 耐震性能検証法による安全性の確認
- 平成28年熊本地震においては、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物の被害に加え、平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅においても倒壊による被害が見られました。そのため、当該木造住宅についても、耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）による耐震性能の確認の必要性を周知していきます。

5 千葉県（特定行政庁）との連携

千葉県と連携を図りながら法による指導、助言等を行います。

6 関係団体との連携

千葉県、市及び次の建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の促進及び普及に取り組んでいきます。

- (1) 千葉県建築防災連絡協議会
- (2) 千葉県特定行政庁連絡協議会
- (3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議
 - ・(一社) 千葉県建築士会
 - ・(公社) 千葉県建築士事務所協会
 - ・(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
 - ・(一社) 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
 - ・(一社) 千葉県設備設計事務所協会
 - ・(一社) 日本建築学会関東支部千葉支所
- (4) 千葉県耐震判定協議会